

## 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における、公的研究資金を原資とする科学研究費助成事業をはじめとした公的研究費（以下「公的研究費」という。）の取扱いに関し、適正な運営及び管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 公的研究費の取扱いに関しては、国及び地方公共団体の法令、条例、規則、資金配分団体等が定めるルール等によるほか、この規程による。

### (定義)

第3条 この規程において「公的研究費」とは、次に各号に掲げるものをいう。

- 一 国または地方公共団体から配分される競争的研究資金、助成金、寄付金等
- 二 国または地方公共団体が所管する法人等から配分される競争的研究資金、助成金、寄付金等
- 2 この規程において「学園」とは、学校法人興誠学園のことをいう。
- 3 この規程において「大学」とは、浜松学院大学のことをいう。
- 4 この規程において「短大部」とは、浜松学院大学短期大学部のことをいう。
- 5 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員、及びその他の本学の公的研究費の運営、管理に関わるすべての者をいう。
- 6 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

### (責任者と権限)

第4条 本学における公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。
  - 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
  - 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する者とし、大学にあつては学部長、短大部にあつては短期大学部部長をもって充てる。
  - 5 部局責任者は、本学の各組織における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとし、学科長と事務部長（短大部にあつては事務長。以下同じ）をもって充てる。またコンプライアンス推進責任者を兼務する。
- コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- 1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
- 2) 不正防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(事務処理手続のルール)

第5条 公的研究費の事務処理手続については、学長が別に定めるもののほか、学校法人興誠学園経理規程及び同規程細則を準用する。

(研究者等の責務)

第6条 公的研究費の交付を受けた研究者（以下「研究者」という。）は、公的研究費の執行上の責任者として、研究を遂行する。

2 事務職員は、公的研究費の経費管理及び諸手続に当たり、公的研究費の適正かつ効率的な執行を確保する。

3 研究者及び事務職員（以下「研究者等」とする。）は、学術研究が社会の発展や人類の進歩に貢献する欠かせない崇高な営みであることを認識し、関係法令、資金配分団体、本学及び学園が定める規程等を遵守しなければならない。

4 研究者等は、モニタリング、監査及び調査等に積極的に協力しなければならない。

5 研究者等は、常に高い倫理性を保持し、不正行為及び不適切な行為をしてはならない。

6 研究者等は、公的研究費を公正かつ効率的に使用しなければならない。

(モニタリング)

第7条 公的研究費の適正な運営及び確保のため最高管理責任者のもとに、研究費の使用状況等についてモニタリングを行うものとする。

2 モニタリングに関わる業務は、研究者の所属する大学または短大部の学術研究倫理委員会（短大部にあっては教育方法部。以下同じ）が行う。

(内部監査)

第8条 公的研究費の適正な運営及び管理を図るため、最高管理責任者のもとに内部監査委員会を組織し、監査を行うものとする。

2 内部監査委員会の委員は、本学の教職員の内から3名以上の者を最高管理責任者が委嘱する。ただし、必要に応じ学外の専門知識等を有する者を含めることができる。

3 監査を行う者は、その活動により知り得た情報の秘匿義務を負う。

4 内部監査委員会は、内部監査を行った結果を、最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正防止計画)

第9条 最高管理責任者は、本学全体の観点から不正防止計画を策定し推進する。

2 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(不正行為への通報窓口)

第10条 本学内外からの公的研究費の不正な執行及び運営等に関する通報を受ける窓口は、学園本部事務長及び大学の事務部長とし、その取扱いは学校法人興誠学園公益通報に関する規程による。

(不正に係る調査、処分等)

第10条の1 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則(以下「不正使用に係る調査等取扱規則」とする。)に基づき設置する不正使用に係る調査委員会(以下「調査委員会」とする。)

において必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、学校法人興誠学園職員就業規則及び不正使用に係る調査等取扱規則に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第10条の2 不正な取引に関与した業者については、学校法人興誠学園調達規程第9条及び浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部物品購入等物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

第11条 本学において公的研究費の取扱いに関する相談を受け付け、効率的な研究の推進を支援する相談窓口を置く。

2 相談窓口は、大学及び短大部の学術研究倫理委員会及び事務室総務課とする。

(事務の取扱い)

第12条 この規程の定めに関わる事務は、事務室総務課があたる。必要に応じ他の部署も相互に協力しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 27 日から施行する。